

内閣の重要政策に関する総合調整等に関する機能の強化のための国家行政組織法等の一部を改正する法律

二五六

## ◎内閣の重要政策に関する総合調整等

に関する機能の強化のための国家行

政組織法等の一部を改正する法律

(平成二十七年九月二一日法律第六六号)

### 一、提案理由(平成二十七年六月二七日・衆議院内閣委員会)

○有村国務大臣 たいま議題となりました内閣の重要政策に関する総合調整等に関する機能の強化のための国家行政組織法等の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

近年、重要な政策課題の多くが内閣官房及び内閣府に集中してきている中、内閣総理大臣が強力なリーダーシップを発揮し、内閣としてその時々々の国政の重要課題に戦略的に対応できるようにするためには、内閣官房及び内閣府の業務について不断に見直すことが重要です。こうした認識のもと、内閣の重要政策について、内閣官房及び内閣府が政策の方向づけに専念し、個別の行政課題により精通した各省等が中心となって政策

をより強力かつきめ細かく推進できるようにしていくことは、国の行政組織が全体としてその機能を最大限に発揮することとなり、大変意義のあることと考えます。

このため、本法律案では、内閣官房から内閣府に、また内閣府から各省等に事務等を移管するとともに、各省等においても内閣府と同様の総合調整等を行えるようにするための措置を講ずることとしています。

次に、法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一に、内閣官房から内閣府に、知的財産戦略推進事務局など五つの事務等を移管するとともに、内閣府から各省等には、食育推進など九つの事務等を移管することとしています。

第二に、各省大臣は、各省の任務に関連する特定の内閣の重要政策について、閣議において決定された基本的な方針に基づいて、行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関する事務を掌理することとし、当該事務の遂行のため特に必要があると認めるときは、内閣府に置かれる特命担当大臣と同じく、関係行政機関の長に対し、勧告すること等ができることとしています。

そのほか、これらに関連いたしましたして、所要の規定の整備を行うこととしています。

以上が、本法律案の提案理由及び内容の概要でございます。何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同いただきますようお願い申し上げます。

## 二、衆議院内閣委員長報告(平成二十七年七月七日)

○井上信治君 ただいま議題となりました法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、特定の内閣の重要政策に関する内閣の事務を助けることを各省等の任務とし、当該重要政策に関して行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関する事務を各省等の所掌事務とするともに、内閣官房から内閣府に、内閣府本府から各省等にそれぞれ所掌事務を移管する等の措置を講ずるものであります。

本案は、去る六月十六日本委員会に付託され、翌十七日有村国務大臣から提案理由の説明を聴取いたしました。次いで、十九日に質疑に入り、七月一日質疑を終局し、三日、討論、採決の結果、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。

内閣の重要政策に関する総合調整等に関する機能の強化のための国家行政組織法等の一部を改正する法律

### ○附帯決議(平成二十七年七月三日)

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切に対応すべきである。

一 国際化及び情報化の進展、人口構造の急速な変化等に直面する中で、国民本位で、時代に即した合理的かつ効率的な行政を実現するため、中央省庁等改革基本法等の施行により実施された省庁再編の評価を踏まえ、今後の省庁編成や国、地方の役割分担の再検討など業務の不断の見直し等の行政改革に積極的に取り組むこと。

二 本法による業務の移管後においては、移管元の人員の機動性を確保するとともに当該業務に係る政策の効果が最大限発揮されるよう移管先における適正な予算・人員等の確保に努めること。

三 特定の内閣の重要政策について、各省庁が総合調整事務を行うに当たっては、閣議において決定された基本的な方針を有効性あるものとするとともに当該省庁が所管の個別事業の利害や制約に捉われ、内閣としての一体性を損なうことのないよう万全を期すること。

四 各所に分散している内閣官房及び内閣府の事務棟について、中央合同庁舎第八号館の供用開始等を踏まえ、両組織の

内閣の重要政策に関する総合調整等に関する機能の強化のための国家行政組織法等の一部を改正する法律

二五八

機能強化及び業務の効率的な遂行に資するよう、更なる集約化に取り組むこと。

五 今後の内閣官房及び内閣府への業務の追加に当たっては、関係省庁に総合調整等を行わせた場合の効果との比較・検討を行うなど、その必要性を十分勘案した上で判断するとともに、新たな業務を法律によって追加する場合には、原則として、あらかじめ当該業務を行う期限を設けること。

六 移管後の業務の状況等も踏まえつつ、今後、経済社会情勢の変化に応じて内閣官房及び内閣府の業務の在り方を随時点検・検討し、適宜、必要な措置を講ずるとともに、法律の改正が必要な業務については、三年後を目途として、今回の全面的な見直しを行うこと。

### 三、参議院内閣委員長報告(平成二七年九月四日)

○大島九州男君 たいま議題となりました法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果の報告を申し上げます。

本法律案は、内閣の重要政策に関する総合調整等に関する機能を強化するため、特定の内閣の重要政策に関する内閣の事務を助けることを各省等の任務とし、当該重要政策に関して行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに

総合調整に関する事務を各省等の所掌事務とするともに、内閣官房から内閣府に、内閣府本府から各省等にそれぞれ所掌事務を移管する等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、内閣官房、内閣府に業務が集中している要因、各省等に付与される総合調整機能の実効性、内閣府からの事務の移管が施策に及ぼす影響等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党の山下理事より反対の旨の意見が述べられました。

次いで、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議を行いました。  
以上、御報告申し上げます。

### ○附帯決議(平成二七年九月三日)

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一 複雑化・多様化した経済社会情勢の急速な変化等に対応するためには、国民本位で、時代に即した合理的かつ効率的な行政を実現することが求められる。そのため、今後、内閣官房及び内閣府の業務の在り方に加え、省庁の編成や国、地方

の役割分担を再検討するなど業務の不断の見直しに積極的に取り組むこと。

う努めること。  
右決議する。

二 特定の内閣の重要政策について、各省庁が総合調整事務を行うに当たっては、閣議において決定された基本的な方針を  
実効性あるものとするとともに当該省庁が所管の個別事業の  
利害や制約にとらわれ、内閣としての一体性を損なうこと  
のないよう万全を期すること。

三 各省庁に特定の内閣の重要政策に関する総合調整機能が付  
与されることに鑑み、内閣及び内閣総理大臣がリーダーシッ  
プを発揮できるような確に補佐し、幅広い視野に立つて総合  
調整事務を担うことができる人材の育成に取り組むとともに、  
府省の枠を超えて戦略的に人材を配置するなど、政府全  
体として適切な人事管理を推進すること。

四 今後の内閣官房及び内閣府への業務の追加に当たっては、  
関係省庁に総合調整等を行わせた場合の効果との比較・検討  
を行うなど、その必要性を十分勘案した上で判断するととも  
に、新たな業務を法律によつて追加する場合には、原則とし  
て、あらかじめ当該業務を行う期限を設けること。

五 内閣の重要政策に関する企画立案機能の強化に当たり、地  
域活性化や政府関係機関の地方移転の取組などを通じ、地方  
を含む関係者の意見や施策の現場の状況を十分に把握するよ

内閣の重要政策に関する総合調整等に関する機能の強化のための国家行政組織法等の  
一部を改正する法律